



日野町告示第 36 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第3項の規定により、都市計画地区計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年 3月29日

日野町長 藤 澤 直 広



1. 都市計画の種類

近江八幡八日市都市計画地区計画の変更（日野町決定）

2. 都市計画を定める土地の区域

名 称	位置および区域	面 積
北脇地区 地区計画	大字北脇 字大破谷の一部	約 0.1 h a

3. 縦覧場所

蒲生郡日野町河原一丁目1番地

日野町役場 建設計画課